平成２５年（フ）第３５６６号
大阪市北区万歳町５番12―506号
債務者　清水　博美
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６８号
大阪市住吉区南住吉１丁目12番４―312号
債務者　上田　誠治
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０９号
大阪府豊中市庄内西町２丁目13番30号
債務者　森　　雅彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２５号
大阪市中央区高津２丁目１番16号　大宝南マンション202
債務者　黒木　作利
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２３号
大阪府門真市脇田町２番２―610号
債務者　中島光男こと　朴　　光男
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７８号
大阪府高槻市大畑町11番21号
債務者　藤田　浩之
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２５号
大阪市住之江区粉浜３丁目13番９―405号
債務者　伊木　信彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０２８号
大阪市生野区小路３丁目４番４号　阪神ハイツ10号
債務者　田中恵美こと　黄　　銀順
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４４号
大阪市旭区高殿６丁目９番16号　ホワイトハイツ旭203号
債務者　長岡　健二
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２１６号
神奈川県伊勢原市東成瀬38番地の１スナン東成瀬Ｂ102号
破産者　バーダル神奈川有限会社
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県直方市溝堀２丁目５番27号
破産者　株式会社坂田機械製作所
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６５１号
栃木県宇都宮市関堀町553番地
破産者　有限会社小堀組
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７４号
栃木県宇都宮市関堀町553番地
破産者　小堀　榮子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６号
栃木県鹿沼市西沢町340番地６
破産者　勝又イミコ
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字伏久223番地
破産者　株式会社源吉
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３１号
栃木県塩谷郡高根沢町大字伏久223番地
破産者　野中　雅澄
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１号
京都府城陽市平川中道表22番地の５
破産者　株式会社ＥＬＳ
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
京都府舞鶴市字長浜27番地
破産者　有限会社シンワ
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６９５号
広島市中区大手町５丁目14番16号山本ビル１Ｆ
破産者　株式会社ヒラタテック
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部